**令和3年度施設機能強化推進費加算の申請について**

**１　対象**

施設における火災・地震等の災害時に備え，職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ，迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組を行う施設

**２　要件**

　　以下の事業等を**複数実施**する施設

　(1)延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

　(2)一時預かり事業**（一般型）**（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの（対象子どもは，事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月又は5月）における平均対象子どもが1人以上いること））。ただし，当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ，実施しているものも含むこととされること。

　(3)病児保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

　(4)乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）

(5)障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）

**３　取組の内容**

実施方法の例示

・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。

・職員等への防災教育，訓練の実施及び避難具の整備を促進する。

**４　必要となる経費の額**

経費の総額が**16万円以上**見込まれること。

**５　対象となる経費**

・需用費（消耗品費，燃料費，印刷製本費，修繕費，食糧費（講師等用茶菓），光熱水費，医療材料費）

・役務費（通信運搬費）　・旅費・謝金　　・備品購入費　・原材料費　・使用料及び賃借料

・賃金　・委託費（防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り，教育・保育の提供に当たって，通常要する費用は含まない。）

**《注意》**

・単なる物品の購入は認められません。避難訓練等の年間計画があり，その中で計画的に購入することになっている場合は認められます。

・**非常階段等の修繕や火災報知器等の整備・定期点検，消火器の買換え**は，避難訓練等に要する経費ではなく，給付費により対応すべきものなので**認められません**。

・警備会社等との防犯設備の契約は，防災対策ではなく**防犯対策なので認められません**。

・災害備蓄品（非常食等）の購入は，対象物品です。**ただし，通常の保育で使用するものは対象外です**。

　なお，令和3年度に災害対応備蓄推進事業費補助金の交付を受ける場合，補助金の対象となる備蓄食料とは兼ねることができませんのでご注意ください。

**６　加算額**

1施設当たりの加算額は年額16万円が限度となります。

（算定式）160,000円÷3月初日の利用子ども数(10円未満端数切捨)×3月初日利用子ども数

**７　提出書類**

(1)　【申請書】令和3年度施設機能強化推進費加算申請について

(2)　申請する施設の年間避難訓練計画等

(3)　見積書（写し可）

**８　報告**

本事業を実施した施設につきましては，令和4年4月までに実績をご報告願います。（実績報告について，今回は様式の送付のみであり，報告書の提出は別途ご案内いたします。）

**９　【参考】当該加算申請の事例**

1. 災害による停電を想定した避難訓練計画を策定し，非常用発電機を購入。実際の避難訓練において  
   購入した非常用発電機を使用した電源確保訓練を実施した。
2. 災害時に安全に児童を避難させるための避難訓練計画を策定，非難の際に必要となる避難車・児童用防災頭巾・おんぶ紐等を購入，実際の避難訓練において購入した避難車等を使用して避難方法の確認を行った。
3. 年間避難訓練計画の一環として，職員向けの救急救命研修を計画し，外部講師を招いて職員向け救急救命勉強会を実施した際の講師料。